

# 栃木県外来医療計画（8期計画前期） 骨子案の概要

栃木県保健福祉部

- 1 外来医療計画の概要
- 2 ガイドライン改正を踏まえた対応(案)

## 概要

- 外来医療計画とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の規定に基づく、**医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたもの**である。
- 都道府県は、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、**協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ協議を行い、その結果を取りまとめ公表**。
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年毎に外来医療計画を見直すこととしている。

→第8期(前期)計画の期間:令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間

## 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 (法第30条の18の4)

### ① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況

診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化。外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータを公表し、**新規開業希望者等に情報提供**。

※

### ② 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)\*

### ③ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進

病床機能報告対象医療機関等が都道府県に**外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)**し、「地域の協議の場」において、**外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議**。「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化。

### ④ 複数の医師が連携して行う診療の推進

- ※ ○医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来(悪性腫瘍手術の前後の外来など)
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来(外来化学療法、外来放射線治療など)
- 特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来など)

### ⑤ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用

地域ごとの**医療機器の配置状況を可視化**し、共同利用を推進。

### ⑥ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

\* 令和4年4月施行

## 外来医療の協議の場 (外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン)

(区 域) 二次医療圏その他当該都道府県の知事が適当と認める区域

(構成員) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者

(その他) 地域医療構想調整会議を活用することが可能

## 概要

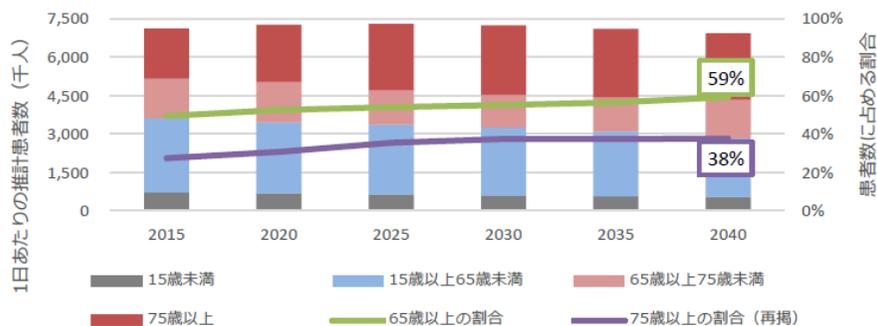
- 外来医療計画の取組の実効性を確保し、地域に必要な外来医療提供体制の構築を進める。
- 地域の医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できる体制の構築を進める。
- 外来機能報告等のデータを活用し、地域の実情に応じた、外来医療提供体制について検討を行う。

## 外来医師偏在指標を活用した取組

**外来医師多数区域  
→宇都宮医療圏のみ**

- 今後の外来需要の動向が地域によって異なることを踏まえ、二次医療圏毎の人口推計や外来患者数推計等を踏まえた協議を行うことを求める。また、外来医療計画について、金融機関等への情報提供を行う。

外来患者数推計



- 地域で不足する医療器医機能について具体的な目標を定める。
- 新規開業者や外来医師多数区域以外においても、地域の実情に応じ、地域で不足する医療機能を担うこととする。
- 地域で不足する医療機能を担うことに合意が得られた場合、地域の医師会、市町村へ情報共有を行う等、フォローアップを行う。

## 医療機器の効率的な活用への取組

都道府県における医療機器の可視化(例示)



- 地域において活用可能な医療機器について把握できるよう、  
・ 医療機器の配置・稼働状況に加え、  
・ 共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無等の方針についても、可視化を進める。

## 地域における外来医療の機能分化及び連携の取組

- 外来機能報告により入手可能な紹介受診重点外来や紹介・逆紹介等のデータを活用し、地域の外来医療の提供状況について把握するとともに、紹介受診重点医療機関の機能・役割も踏まえた、地域における外来医療提供体制の在り方について検討。

かかりつけ医機能を担う  
医療機関



紹介受診重点医療機関



病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革



協議の場において、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

# 外来医師偏在指標（R5.8.8時点）

二次医療圏	外来医師偏在指標	全国順位	外来医師多数区域
宇都宮	109.6	104	○
県東	107.3	116	
県南	99.5	170	
県西	98.3	179	
両毛	92.6	220	
県北	80.7	283	
(参考)			
全国	122.2	—	
栃木県	98.8	37	
区中央部（東京都）	270.1	1	○
⋮			
中河内（大阪府）	107.7	112	○
高梁・新見（岡山県）	107.7	113	
⋮			
南檜山（北海道）	51.2	335	

※他県の状況（外来医師多数区域／二次医療圏数）

茨城県0/9 群馬県3/10 埼玉県2/10 千葉県0/9 東京都9/13 神奈川県5/9

# 全体構成（案）

## 第1章 外来医療計画の基本的な事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間

## 第2章 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

- 1 外来医療機能の不足・偏在等の現状
- 2 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設置
- 3 外来医師偏在指標の考え方
- 4 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
- 5 地域で不足する外来医療機能の検討
- 6 地域で不足する外来医療機能に係る目標の設定
- 7 新規開業希望者等への対応及び地域医療構想調整会議における協議プロセス等

## 第3章 医療機器の効率的な活用

- 1 医療機器の配置状況に関する情報の可視化
- 2 医療機器の配置状況等の現状
- 3 医療機器の効率的な活用に係る協議の場の設置
- 4 地域医療構想調整会議における協議内容及び医療機器の共同利用の方針
- 5 共同利用計画の記載事項と実行性を確保するための取組

## 第4章 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関

- 1 外来機能報告による地域の外来医療の提供状況の把握
- 2 紹介受診重点医療機関の明確化

## 第5章 外来医療計画の評価及び周知

- 1 計画の評価
- 2 計画の周知

# ガイドライン改正を踏まえた対応（案）

## （1） 外来医師偏在指標を活用した取組①

### 1－2 外来医療計画の全体像

#### 追加・変更事項

**外来医師多数区域\*以外の区域**において、又は**新規開業者以外の者**に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。

\*本県では宇都宮圏域のみ

#### 必要な検討

現在、外来医師多数区域においては、新規開業希望者が届出様式を入手する際に届出様式に項目を設ける等、協力を依頼している。

▶ **今後、外来医師多数区域以外及び新規開業者以外に対してどのように協力を求めていくか検討が必要。**

#### 対応（案）

##### ● 外来医師多数区域以外の区域

新規開業者の届出様式に地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設け、地域医療構想調整会議において合意の状況を確認する。

##### ● 新規開業者以外の者

▶ 郡市医師会等と連携し、地域で不足する外来医療機能を担うことについての合意状況を把握するとともに、不足する機能への協力を呼びかけていく。

# ガイドライン改正を踏まえた対応（案）

## （1） 外来医師偏在指標を活用した取組②

### 1－2 外来医療計画の全体像

#### 追加・変更事項

二次医療圏単位における外来医療機能について、全ての区域においてどのような機能が不足しているのか可能な限り分析を行い、その分析結果についても外来医療計画において明示することとする。さらに、**地域に不足する医療機能**について**具体的な目標**を定め、**達成に向けた取組の進捗評価**に努めることとする。

#### 必要な検討

地域に不足する医療機能について改めて検討するとともに、具体的な目標を定め、取組を行う必要がある。

- ▶ （検討に当たっては、現在の不足する医療機能と関連する救急医療分野等との連携が必要。）

#### 対応（案）

- 各地域で不足する医療機能については地域医療構想調整会議で確認する。  
（7期計画）
  - ・ 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制
  - ・ 在宅医療の提供体制
  - ・ 公衆衛生に係る医療提供体制
- ▶ ● 具体的な目標は地域医療構想調整会議の意見を踏まえ第3回部会で検討する。

## 現行計画

### 1. 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制

(掲載データ)

- ・ 休日夜間救急センター及び在宅当番医患者数
- ・ 初期救急の実施状況

### 2. 在宅医療の提供体制

(掲載データ)

- ・ 人口10万人あたり訪問診療実施医療施設数
- ・ 人口10万人あたり訪問診療患者数延数
- ・ 訪問診療患者の対応割合
- ・ 人口10万人あたり往診実施医療施設数
- ・ 人口10万人あたり往診患者延数
- ・ 往診患者の対応割合

### 3. 公衆衛生に係る医療提供体制

(掲載データ)

- ・ 学校医就任状況
- ・ 定期予防接種（子ども）協力医療機関

# ガイドライン改正を踏まえた対応（案）

## （２）医療機器の効率的な活用への取組

### 1－2 外来医療計画の全体像

#### 追加・変更事項

**医療機関のマッピング**（地図情報として可視化）に関する情報等、開業に当たって参考となる情報についても把握・整理・分析し、外来医療計画において明示することとする。

### 6－1 医療機器の効率的な活用に関する考え方

#### 追加・変更事項

医療機器の効率的な活用に資する施策として、地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成し、**医療機器を有する医療機関をマッピング**した上で、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、外来医療に関する協議の場等を活用し、医療機器の共同利用（対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む。）等について協議することとする。

#### 対応（案）

▶ 厚労省から提供されるデータを使用して、地域医療担当でマッピングデータを作成する。

# ガイドライン改正を踏まえた対応（案）

## （3） 地域における外来医療の機能分化及び連携の取組

### 1－2 外来医療計画の全体像

#### 追加・変更事項

患者が医療機関を選択するに当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中で、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間の増加や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来の機能に着目し、当該外来医療を提供する基幹的な役割を担う意向を有する病院又は診療所として、**紹介受診重点医療機関を明確化**することとした。

### 7 外来機能報告

#### 追加・変更事項

地域の医療機関の外来機能の明確化や連携状況を可視化し、患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的に、外来医療計画に紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称に加え、外来機能報告で把握可能な、**紹介受診重点外来の実施状況等の情報**を新たに盛り込むこととする。

#### 対応（案）

▶ 紹介受診重点医療機関の一覧及び紹介受診重点外来の実施状況を県ホームページに掲載する。（一部対応済み）

# 参考 紹介受診重点医療機関リスト（令和5年7月1日公表）

令和5年7月1日

## 紹介受診重点医療機関リスト

No	都道府県番号	都道府県名	医療機関名称	医療機関住所	電話番号	公表日	廃止日	保険医療機関コード*	備考
1	09	栃木県	那須赤十字病院	栃木県大田原市中田原1081-4	0287-23-1122	令和5年7月1日		0915110399	
2	09	栃木県	済生会宇都宮病院	栃木県宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500	令和5年7月1日		0916210115	
3	09	栃木県	独立行政法人国立病院機構 栃木医療センター	栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37	028-622-5241	令和5年7月1日		0917110041	
4	09	栃木県	栃木県立がんセンター	栃木県宇都宮市陽南4-9-13	028-658-5151	令和5年7月1日		0910113851	
5	09	栃木県	芳賀赤十字病院	栃木県真岡市中郷271	0285-82-2195	令和5年7月1日		0910910538	
6	09	栃木県	とちぎメディカルセンターしもつが	栃木県栃木市太平町川連420-1	0282-22-2551	令和5年7月1日		0910310861	
7	09	栃木県	新小山市民病院	栃木県小山市神鳥谷2251-1	0285-36-0200	令和5年7月1日		0910811116	
8	09	栃木県	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311-1	0285-44-2111	令和5年7月1日		0915210074	
9	09	栃木県	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町北小林880	0282-86-1111	令和5年7月1日		0915210173	
10	09	栃木県	足利赤十字病院	栃木県足利市五十部町284-1	0284-21-0121	令和5年7月1日		0915110373	
11	09	栃木県	佐野厚生総合病院	栃木県佐野市堀米町1728	0283-22-5222	令和5年7月1日		0910410489	
12	09	栃木県	佐野医師会病院	栃木県佐野市植上町1677	0283-22-5358	令和5年7月1日		0910410059	

\*＜参考＞ 10桁の保険医療機関コードは、都道府県コード（2桁）+点数表番号（1桁）+保険医療機関コード（7桁）で構成されています。

例：北海道所在の医科の保険医療機関（保険医療機関コード：1234567）の場合、01（都道府県コード）+1（点数表番号）+1234567（医療機関ごとのコード） ※都道府県コードが1桁の場合、先頭に「0」をつけてください。